

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 8 回 議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成29年9月4日（月曜日）		開会9時58分		閉会11時06分		
開催場所		第一委員会室						
出席委員		清水、山本、堀、安樂、本間、木下、柴田、関藤			事務局	竹谷事務局長		
		副議長				菊田次長		
						村井係長		
欠席委員								
説明員		なし			議件		別紙のとおり	
議 <								

第8回 議会改革特別委員会

H29. 9. 4 (月)午前10時00分

第 一 委 員 会 室

開 会 9 : 5 8

委 員 長 第8回議会改革特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委 員 長 全員出席。傍聴として東元議員が出席しております。

1 諮問事項の調査結果（中間）について

委 員 長 それでは、議題に入っていきますが、資料の2枚目を差しかえてください。
それでは、諮問事項の中間答申ということで、第7回の意見を基に再度つくり
ました。

1 諮問事項の調査結果（中間）について

委 員 長 議長の諮問事項の調査のため8回の特別委員会と第1及び第2分科会を合せて
9回行い、精力的に調査してまいりました。

これまでの状況と今後の方針について、以下のとおり、調査結果（中間）をま
とめましたので、報告いたします。

（別紙資料に基づき説明する。）

本 間 数点あります。まず移動常任委員会の中の「しかし、市民に開かれた議会機能を強化するために、意見交換会の実施を求める」という文言は必要ないと思
います。前にも言ったとおり、これに関連して出てきたものではないと考えるの
が正しいのではないかと。これを変化させたものじゃない。だからそういうふう
に見えるようにする必要はないと思うのが1つ。

それから（2）の一番上の「議会基本条例の検討・・・協議継続」となっており
ますけれども、これについては、分科会で協議する中で議会基本条例という
のはそれぞれのものを行う中で必要とされるのであればということであるので
それが検討というのかわかりませんが、ほとんどのものが多分、協議終結
となる可能性が非常に高いという中でこれが本当に必要なものかが出てきて、
複数の具体的なものがないとこういう議会基本条例は成立しないのだらうと思
いますので、これは当面終結、今回の私たちの任期の中ではちょっと不可能な
のではないかと感じはします。

それと議員間討議（自由討議）と反問権の付与の検討についてなんですけど、
これについては、分科会の中で結局要するにこれは無理じゃないかという中で
話は進んでいなかったものであるという認識は私にはあります。そこら辺は整
理したほうがいいかなと思っております。

議員の各常任委員会への複数所属の検討が協議終結となっている部分ですけれ
ども、会派構成が、5会派のうち2人会派が2会派の現状において3常任委員
会、これは、ずっとこうじゃないので、現状の会派構成ではというふうにしな
いと話にならないと思います。

それともう一つ差しかえたほうの本会議主義と委員会主義の検討の中に予算決
算特別委員会の付託審査の可視化についてが入っている。要するにこの2つに
ついて例えば意見交換会と可視化というものは新たな提案であると認識しない
と正常ではないのではないかと思います。

委 員 長 まず、たたき台をつくった委員長、副委員長として答えられる分だけお話をし
たいと思います。

最後に本間委員が言われたこれは派生したものではなくて、新たに出てきたという表現をされましたが、この特別委員会の性格上、諮問に対して是否を考えるという枠があるのです。全く新しいものを私たちが作り出すということは特別委員会としては性格上そうではない。やはり議論の中で出てきたという答申という形式を取らざるを得ないという考えがあります。

各常任委員会の複数所属については言われるとおりだと思いますので「現状の」を入れていいと思います。

議会基本条例の検討について協議継続というのは第6回。第6回で分科会の報告がされて、分科会の報告そのものが協議継続できておりまして第6回の特別委員会、第7回の特別委員会の議論の中でいろいろ議論はありましたが、それをここで終結というような煮詰め方はされてはいないと思いますのでどれだけ協議検討の中身があるかどうかは別として、量は別として、協議検討ということでご理解願いたいと思います。

私からは以上ですが、副委員長から何かありますか。

(なしの声あり)

事務局から表現等で何かありますか。

(なしの声あり)

それでは委員の皆様の意見を伺います。

本 間

議事録を見てもらえばわかると思うのですが、議員間討議、反問権の付与等についてもやはり最初の段階は多少触れていると思います。その意見を出している状況でありながら議論を進めてこなかったのはなぜなのかという印象は受けます。何で議論してなかったのか。委員長が座長だったのでなぜそういうふうにしていたのかと思いますし、私は意見した覚えはありません。それと議会基本条例についても具体的なものが先にあるということについても私は述べたつもりはありますが、それについて何か討議をしたこともなかった気がしますし、それはどういうことなのかと思います。

新たなものを提案してはならないというようなことの性格上だと言うけれど、そんなことはどこに記されて、どういうところで述べられたのか。そんなことで本当に大丈夫だと思っているのか。委員会が機能すると思っているのか。委員長のスタンスに疑問を覚えますけど、そういうところはどう思っておられるのか。

委 員 長

特別委員会の性格について、何でも話して、何でも決めていいというところじゃないと思いますが、その諮問を受けた特別委員会がどういうものか。事務局のほうから説明してもらいますか。私は先ほどそういう認識は持っていたのだけれども。

柴 田

議長諮問に基づく特別委員会の設置は、そのとおりだと思うのですが、特別委員会が新たな課題を見つけてそのことについて報告をする。これは議運に報告をするわけです。ですから議会改革特別委員会の中で合意が得られる中身であれば議運に報告して、議運においてその必要性があると認められたときには議運としてそれを認めるということはいくまでも議会というものは合議制でありますから、議長諮問は一つの諮問として受けとめるのは当然なのですが、議会改革特別委員会として必要と認められたものについては最終的に議運に報告していただいてそこで可否を決めていくという形は、私は取ることは可能だと思います。ただ基本的には確かに清水委員長のおっしゃっているような諮問事項

に対する中身を今回諮問されているわけですから基本的には、これをきちんと議論した中で結果を報告しなければいけませんけども、それは最低限必要だということであって全くこの中で例えば議論されている中で課題を見つけてそれを議運に対して報告をし、議長に対して報告をすることについては何ら私はできないことではないと思っています。

本 間

要するに諮問事項だけを行うという性格に定義すること自体が当初からの考えが間違っているのではないかと思いますので、それは当然やっぱりいろんな角度からの考え方があってこの特別委員会というものはそういった性格も持たせるのが正しいと思っていたし、そういうふうなものだと思っていたので、だから私の勘違いだったのかもしれませんが、そういうふうなものでなければならぬのが普通なのではないかなと思います。

柴 田

このところに含めないで、特別委員会の特別提言として2つなり3つなりの提言を新たに求めるというような形で、議長諮問とは別にやることについては全然問題ないと思いますし、かえって特別委員会として真摯な議論を行った中でそういった提言をしていくことについては逆に議会改革になっていくのではないのかなと私は思います。

委 員 長

あくまでも今議論になっているのは、第1分科会も第2分科会もそれぞれ諮問の話をしていて、この話がこれはだめだけれどこれは必要だという議事録を私は何回も見て、そういう流れだとつかんでおります。だからそれを特別提言でという形で載せる。それはそれでいいとしても、それは議長諮問とは全く関係ないというものではなくて議長諮問を検討する中で何らかの関連をつけないとやはり諮問を議論する特別委員会なのです。例えば諮問が4つありました。4つについては諮問についての答申だけれども全くそれと違うものを特別委員会の中であれもやろうこれもやろうって出てきたのでやりました。そこで、特別提言をしますと。これが全くだめだとは思わないけれどもこれまでの慣習でいえば、やはり諮問の枠でできるだけやると。そういうところですから枠のすれすれのところがどこなのか。そういうところで整理をすればいいのかなと。だから特別提言という話もありましたけれども、諮問の議論の中で、以下のようなことを提言いたしますと。一言添えて特別提言をつけるということだといいいのかと私は思います。

柴 田

まとめ方の有無だと思うのですが、先ほど本間委員がおっしゃった本会議主義と委員会主義の検討のところには実はこの付託審査の可視化についてが入っているということで、これはちょっと明らかにおかしいのではないかと私も思ったのです。そういうまとめ方をするから諮問の中に入り込まないものになって分けて出すというような議論になってしまうのだと思うのです。それで少なくとも求めるものは本間委員も清水委員長も同じだと私も思うのですが、ここの(1)の「市民に開かれた議会」の総枠の中で、例えば付託審査の可視化について提言を行うということは全然問題がないと思う。それで先ほどから言っている卵が先か、鶏が先かの議論になっているのですけれど、移動常任委員会の開催はこれは全く無理だと。物理的にも、日程的にも、無理となっている以上はこれはやっぱりできなかったのです。できないのだけれどもその主旨を踏まえて新たにこういった形での開催を提案しますという形にすれば、これはこの枠の中に入るのだらうと思うのです。議会報告会の開催ということについても市民に情報を発信するため今までそういうツールがなかったから、やはりみず

から出向いて議会報告会を重ねることが重要じゃないかという若干、私としては時代遅れのものなのかなという感じはあったんですけども、今こういう時代ですからさまざまなツールで市民に知らしめていくことが必要だと。特に今まで特別委員会の設置、決算や予算とかで、本来、本会議でがっちり質問して公開しなければいけないものが実は特別委員会の中で議論されてその結論だけ、賛否だけが本会議に報告されてそれで可否を問うている。これではだめだろうと。今回の可視化については、そこまでの審議経過をしっかりと市民にも報告し可視化をしていくことが重要だというその主旨から出ていることなのです。ということは議長が諮問された「議会からの情報発信・広報広聴活動の充実について」を今の時代にあわせて具現化するものだと私は思うのです。そういう表現の仕方でまとめていただければ今の本間委員のご指摘も含めたものも包括的にこの中に中間報告として整理ができるのではないかと思いますのですが、本間委員に私の意見に対するご意見を聞きたい。

委員長
本間

本間委員。

関連づけることに絶対反対し続けるつもりもないです。ただ要するに意見交換会の取り扱いについてはこれでよいとしても、今おっしゃった可視化についてはやはり非常に大きな改革でもあるのです。これをやっているところは少ないので深川市の議員がそこまでやるのですかとおっしゃっていました。今そういうところが求められている中でやっぱり同じ意見なのです。本会議主義と委員会主義の検討の中にこんな感じで本当に入れていいのですか。だから私の印象は、諮問されたものはなかなか当初からただけで具現化できない印象がないまま自分の中で進んできた。できればこの2つが新たな提案として取り扱うことができるのであればそれはこの委員会の成果ではないかという思いがあるので、そんなふうに述べました。柴田委員のおっしゃるとおりです。

副委員長

皆さんからそんな意見があるので、この本会議主義の改善の②も（１）の市民に開かれた議会の中で生まれた話として議長にこんな話がありましたということで答申すべきではないかと大半の意見のように私は聞こえるのですが、それであれば報告書の整理をこの部分を（１）の開かれた議会のほうに移して書き直すという方法でご了解をいただければいいのかなと思うのです。多分、本会議主義の改善の①本会議主義と委員会主義の中で出てきたもの、これについてはそのままここにあるべきものと思うので、今の皆さんのお話を聞くとやっぱりそんな方向でまとめると落としどころがあるのかなと思うのですけれど、委員長いかがですか。

委員長

私も副委員長の考え方とほぼ同じです。それで今いろいろとご議論をいただきました。これについては中間答申を形式として出さなければならない。いつどういうふうに出さなければならないということは決まっております。

2 調査結果の報告方法について

委員長

2、調査結果の報告方法について、議題があるんですが報告の出し方にかかわってきますので事務局のほうから中間答申をどういう形で特別委員会の外に出すのか、議長にご返答するのか等についてどういう性格なものか説明いただきます。

菊田次長

先ほど柴田委員からもご説明がありましたが、きょうここで承認が得られれば、中間答申、今まで議会改革の検討の中では中間答申は余りされた経過がないと認識していますけども、中間答申をすることであれば直近の議会運営委員会に

委員 長 諮るというようなことになると思います。

事務局の今までの慣例の説明を受けて、要するに、特別委員会の中で諮問について答申内容がまとまったものを順次議運に報告していく。これまでの決まったものは順次議運に、今回抽象的なものが非常に多いのでこういう形をとったほうがいいのかということで進めています。その流れを今からとめる必要もないので、今の点について委員長、副委員長で整理して次回特別委員会にお出しする。またご議論をいただくということで今のこの2つの意見交換会と可視化の問題。この2つについては再度文書をまとめてお出しするというので、この点についてだけご意見いただきます。

本 間 やはり議運に出してしっかりと説明ができるようなものに2つを抜き出してつくと認識していいですか。

委員 長 そういうことになります。

それでは、その点についてはよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 それでは、本間委員から出されておりました基本条例、そして議員間討議、反問権付与の3つについては、実は第1分科会のほうでほとんど議論が進んでいたのではないかとということなのですが、これについてはやはり第6回の第1分科会での木下副座長からの報告の中でも協議継続ということで、特別それを否とする議論がされてこなかったという気がするので、これについて繰り返になりますがたくさん議論が残っているかどうかは別として、議論は終結するというので整理をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 長 休憩します。

休 憩 10:29

再 開 10:40

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今、意見が出されたものについて整理をされて次回委員会に再度出すということで合意していただきました。なお、ここで協議継続とされた問題については今後の特別委員会で集中して、深掘りをしてきちんと結論を出していくということにしたいと思います。

それでは先ほど申し上げましたように、意見交換会の要領案についてですが、これについて読みます。

(別紙資料に基づき説明する。)

特に変わったものは、政策という言葉を市政に変えている。例えば、第1条、「市民等の声を市政に反映させるために」これと同じことが、第3条、「議員は意見等を市政に反映させるようにする」と。何か政策立案とか、いろんな政策という言葉が出ていたのですが、市政への反映ということであればなじむということですね。それと、必ずやるとか、1年に1回やるという文言を一切抜いて、これについては第2条の最後、「実施するものとする」とだけ述べております。そして施行期日を総務文教常任委員会でも特別委員会で早く結論を出してくれということでございましたので10月1日からということで今定例会でも議運等でこの結論を出してくれということでこの日にしております。以上説明です。

ご意見を伺います。

柴 田 僕も何回も振ったのだけれども第3条の意見等の市政への反映、政策立案とか

何とかという言葉を変えましたという話なのですが、そこで出た意見で例えば私が所属している総務文教常任委員会で例えば一つの意見が出たと。それを尊重する実は何ものもない。それに対する反対の意見も出るかもしれないし、だから意見等とは何なのかというのが率直にわからないのです。市民から出された意見等とは何なのだと。例えば、総務文教常任委員会で意見交換会を開いて、どこの学校の建てかえを緊急にやってほしい。そのとおりですね、となったときに本当にそれを市政に反映させるということが市政全体の運営に鑑みてどういう扱いができるかということにあつて、それをそのまま市政に直接反映するかのごとき表現なのです。「努める」ということは。だからずっとそのことについて疑問を挟んできたのだけれども、これはやっぱり違った表現にしないとだめなのだろうなと。もっと言えば、意見交換会で議会運営委員会に報告するものとするまででいいのではないかと思いますから、その後の取り扱いについては議会運営委員会とその各常任委員会でその後の対策について協議を行うとか、そういうものなのではないのかなと思うのですが、それが私にはよくわからない。扱いがこの後どうやって展開していくのか。どうですか。

委員長

これをつくった委員長、副委員長のまず意見を言わせてもらいますけど、この「意見等」とは当然のように全てですよね。そこで出された賛成も反対も。市民に意見を聞きに行くわけですから、その内容を「市政に反映させる」というのは、100パーセント議会の義務じゃないですか。それでは個人生活に反映させるわけじゃないですよね。市政に反映させるために私たち全て活動をやっているわけですから、国政に反映させるためじゃないのです。道政でもないのです。市政に反映させるためというのは、これはこうやって書かなければ何のためにやったのだと最後がただ聞いて終わりですか。それは市政に反映する、大変これより抽象的な表現はないのです。もっとも抽象的なこういう文言にしたのですけれどもいかがですか。

柴 田

どうも憲法前文から踏み出せないような話になってしまうのだけれども、僕が言っているのは、これ常任委員会でやるのでしょーと言っている。議員個々がやるのではないのです。常任委員会という公設の機関で行うのです。そこが常任委員会として市政に意見等の反映をどう行うのかと私は聞いているのです。その手順とかそういったものを想定しながら書かれているのだったら別にこんなことは言わないのです。こういう抽象的な表現だけれどもここに書かれている以上は、これ要領案なのです。それで、滝川市議会の会議規則に基づく要領案なのです。それで常任委員会から意見交換会で出されたその意見等を市政に反映させるよう努めるものとするのだったらどうやってやるのかということイメージして、あるいはプランニングして言ってもらわないとわからないと言っているのです。そんな心構えとか行動規範を言われたところではっきり言ってこの紙はただの紙切れなのです。それをどうするのかと聞いているのです。憲法に書かれているからここに書いてあるのではないのです。これを本当に市政に反映させるためにどういう手続でやるのか。委員長、今ここでこうやりますと説明して納得できるのならこのままでいいです。だから、それをきちっと説明してください。説明して私がわかるのであれば、理解するのであればこのままでいいです。

委員長

第3条についてはアウトプットをどうするか。それに縛られるとか縛られないとか、そんな能力があるのかないのかとか、滝川市議会ではそんなことはでき

ないとか、いろんな議論はありました。これをつくる過程で第3条そのものをなくすことも考えました。ですから今でも第3条はなくても私はよいと思っております。けれどもある程度これは必要だとそのぎりぎりのところで出しておりますので、この内容は目的のところでも既にかかれていたので、第3条は、そこまで言うのであればなくてもよいと思っております。ですから柴田委員がその政策のアウトプットについていろんな前回の委員会でも言われたことについて個々に私に説明しろと言われても私はできません。ですから、そこまで言うのなら第3条をなくすということで私は理解いただきたいと思います。副委員長いかがですか。

副委員長

柴田委員のご意見もごもっともなのですが、私たちの特別委員会はその最後のやり方をどうのこうのと決める権限は、議長から委員会に付託されていないと思うのです、ですからその部分については委員長がおっしゃったようにこの第3条は、上で書いているからあくまでも見えるような形で意見交換するのならこうなのだと、ぼやとした形ではここで落ち着いたのですが、その後の方法論は、この委員会で論議する部分じゃないのかなという気がします。だから、柴田委員の言葉で言うのであれば第3条を委員長の言うように削除して目的が含んでいるから、方法論はまた別なところで反映させるための意見交換。別なところで論議になるのかという方法論。実現のためにここで方法論の議論をすべきではないと思うので、ここはあくまでも意見交換会をするためまでの論議で、その後の実現のための論議はここですべきでないと思うのですが、いかがですか。

委員長

私も副委員長と同じ考えであります。

それでお諮りしますけど、先ほど申し上げましたように第3条については非常に抽象的な中身になっております。目的で既にその目的のためにやって、そして結果を目的どおりにやるという形にしているだけに過ぎないので第3条は絶対になくしてはならないものではないのです。ですから第3条を削除して意見交換会のやり方条例というような性格になってしまいますけれども、そういう形でご理解いただくようなことでいかがですか。

休憩します

休 憩 10:55

再 開 10:57

委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

まず1点目として、この要領案に魂を入れるという意味で、この第1条の目的、「市政の課題解決及び施策の推進に当たり」その意見交換会を行う。この目的あるいは、それで何を聞くためにどういう団体と議論するのかという時期は、今こういう時期が必要だと思うとか、そういったことについては、実は分科会の中で相当議論されております。本間委員から再三言われているので、それについては、これまでの議事録に沿って、議運の中で補足として説明をしたいと思います。

2点目は、第3条を削除するということにしたいと思います。

3点目ですが、常任委員会だけでなく、特別委員会もこの内容に含めるということで、その文言整理については、委員長、副委員長にお任せいただきまして、本来であれば確認をしなければならないところですが、非常に事務的な内容ですから、再度特別委員会を開かずともよいと思います。そういうことで、この

内容から第3条をカットし、特別委員会を入れるという内容の文言整理は委員長、副委員長にお任せいただいていたものを6日の議運に報告させていただくということでいかがですか。

委員長

休憩いたします。

休 憩 11:00

再 開 11:05

委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

まず、次回以降の取り扱いですが、中間答申案については、先ほど合意を得ていますので、この意見交換会に関する要領案については、先ほど述べた内容で委員長、副委員長で文言整理して次回の特別委員会で議論していただくということはいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

3 その他

委員長

何かありますか。

(異議なしの声あり)

4 次回委員会の日程について

委員長

次回委員会の日程については正副委員長にご一任いただけますか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、第8回議会改革特別委員会を閉会します。

閉 会 11:06